

第15章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第12条の規定に基づき、「蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書」の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和5年10月10日（火）～令和5年11月10日（金）

場所：埼玉県環境部環境政策課、埼玉県庁県政情報センター、
埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、
蓮田市役所産業団地整備課、久喜市役所菖蒲総合支所環境課、
白岡市役所環境課、桶川市役所環境対策推進課、伊奈町役場環境対策課、
上尾市役所環境政策課、北本市役所環境課、鴻巣市役所環境課

「埼玉県環境影響評価条例」第13条第1項の規定に基づき、準備書について令和5年10月10日（火）から令和5年11月24日（金）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、意見書は0件であった。